

畜産とくトク情報

平成14年7月1日
(通算第38号)
問い合わせ先
長野県庁畜産課
電話026-235-7232

生産者の皆さんへ

死亡した牛の届出が義務化されます

～ 平成14年7月4日にBSE対策特別措置法(関係法令の改正を含む)が施行され、死亡牛の届出などが義務化されます。～

死亡した牛の届出と検査

満24か月齢以上の死亡牛を検索した獣医師(獣医師がない場合は死体の所有者)は、その地域を管轄している家畜保健衛生所に届け出ることが平成14年7月4日から義務づけられます。

また、平成15年4月1日から、満24か月齢以上の死亡牛は、原則として、家畜伝染病予防法に基づくBSE検査を受けることとなります。

届出対象	届出内容
満24か月齢以上の死亡牛	「死亡牛の届出書」(次ページ)の内容
届出先	届出方法等
死亡牛の所在する市町村を管轄とする 家畜保健衛生所に届け出てください。	1 獣医師が、死亡牛を検索した場合に、検索 後遅滞なく届け出ることとなっています。
届出手段	2 獣医師による検索を受けていない場合は、 死亡牛の所有者等が発見した時点で届け出て ください。
原則として文書(Fax) 口頭(電話)でも可	

牛の個体情報の提供等

牛の所有者は、1頭ごとに個体を識別するための耳標をつけ、生年月日、移動履歴などの情報を提供することが平成14年7月4日から義務づけられます。また、法的な義務ではありませんが、飼料を使用する段階においても飼料の購入状況や給与状況を記帳・保存する等の対応が望まれます。

飼料の適切な使用

知事による畜産農家等への飼料の使用状況等の検査ができるようになります。

< 家畜保健衛生所一覧 >

家保名	電話番号	Fax番号	所在地	管轄区域
佐久	0267-62-4123	0267-63-3002	佐久市瀬戸中庭 1,111-179	南佐久郡、北佐久郡、小諸市、 佐久市
上田支所	0268-23-1630	0268-25-7160	上田市材木町1-2-6 上田合庁	小県郡、上田市
伊那	0265-72-2782	0265-72-2765	伊那市伊那西町5,764	諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪 市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市
飯田	0265-53-0439	0265-53-0441	飯田市追手町2-678 飯田合庁	下伊那郡、飯田市
松本	0263-47-3223	0263-47-0101	松本市島内西川原 6,931	木曾郡、東筑摩郡、南安曇郡、北 安曇郡、松本市、大町市、塩尻市
長野	026-226-0923	026-227-2665	長野市安茂里米村 1,993	更級郡、埴科郡、上高井郡、下高 井郡、上水内郡、下水内郡、長野 市、須坂市、中野市、飯山市、更 埴市

(衛生係)

死亡牛の届出書

年 月 日

(_____ 家畜保健衛生所長) 経由

長野県知事 殿

届出者 住 所 _____
氏 名 _____

牛海綿状脳症対策特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

牛の死体の所有者		住 所		
		氏 名		
死 亡 牛	性 別			
	月 齢 ¹			
	種 類	牝スライ種・黒毛和種・交雑種	その他：	
牛の死体の所在の場所 ²				
死 亡 牛	死 亡 時 期	年	月	日 時
	死亡時の状態			
	個体識別耳標番号			
	その他参考事項			

1) 推定月齢の場合は、その根拠を記載する。

2) 牛の死亡した場所を記載する。

< 家畜保健衛生所記入欄 >

_____ 家畜保健衛生所 No. _____

家畜保健衛生所における 実施の有無 有 ・ 無

エライザ検査 実施年月日 _____ 年 月 日

結果 _____